	質問項目	質問	回 答
1	公募設置等 指針P.1	ネーミングライツ導入施設として、	本公募の募集施設については、ネーミング
		企業名を冠した施設名として良い	ライツ導入施設として定めておりません。
		か?	
2		法的な土地利用規制に対し、法令遵	公募対象区域には、確認し得る限り土壌汚
		守及び適正な手続とありますが、土	染対策法に該当する有害物質の使用、保管
	公募設置等	壌汚染対策法に該当する有害物質の	等の履歴はありません。
	当新p.7	使用、保管等の履歴はあるでしょう	対策が必要となった場合、汚染除去に係る
	1121611	か。また、これら調査によって対策	費用は、土地所有者である県が負担しま
		が必要となった場合の費用負担は事	<b>ं</b>
		業者の想定でしょうか?	
		砂防指定地に該当しておりますが、	「砂防指定地内行為技術審査基準」に基づ
		敷地の造成を行う場合、工事期間中	き、工事中の沈砂池の設置や雨水の一時貯
		に沈砂池を設置するという認識でよ	留施設が必要となります。雨水の一時貯留
		ろしいでしょうか。	施設は本公園の雨水の排水処理計画とも関
3	公募設置等		連しますのでご留意ください。詳細は、以
	指針p.7		下の愛知県Webページを確認してくださ
			ال،
			愛知県のWebページ
			(https://www.pref.aichi.jp/soshiki/sabo/
			0000021384.html)
		特定都市河川浸水被害対策法に係る	「雨水浸透阻害行為許可等のための雨水貯
		規制の中で、雨水貯留施設を設けた	留浸透施設設計・施工技術指針(新川・境川
		場合、貯留した雨水の排水方法に指	(逢妻川)・猿渡川流域編)」に基づき、雨水
		定はございますでしょうか。あるい	の一時貯留施設が必要となります。本公園
		は、雨水を平常時のトイレ用水、防	の雨水の排水処理計画とも関連しますので
4	公募設置等	火用水、緊急時(地震・渇水時)の代	ご留意ください。詳細は、以下の愛知県の
	指針p.7	替水源としての利用等、水資源の有	Webページをご確認ください。
		効的な利用についての考えがござい	なお、雨水の排水方法及び利用方法につい
		ましたら、ご教示いただけますで	て、特に定めておりません。
		しょうか。	愛知県のWebページ
			(https://www.pref.aichi.jp/site/usui-
			taisaku/sakaigawa.html)

	質問項目	質問	回答			
5		計画敷地の具体的な寸法・面積が募	具体的な寸法・面積の入った図面等はあり			
		集要項に記載がございませんが、提	ませんので任意で設定いただいて構いませ			
		案時はこちらで任意に設定させてい	ん。提供できる図面は、愛知県のWebペー			
		ただいてよろしいでしょうか?もし	ジに添付資料として掲載したもののみとな			
	公募設置等	くは敷地の範囲が分かる図面をご提	ります。計画する際は、提案者で寸法を設			
	指針p.6	供頂くことは可能でしょうか。	定してください。また、現地で測量を行う			
	]日本[ <b>D.O</b>		ことも可能ですので、その場合は事務局へ			
			事前にご一報ください。			
			愛知県のWebページ			
			(https://www.pref.aichi.jp/soshiki/koen/			
			kenmori-koubo.html)			
		公募対象区域内の排水方法に指定は	雨水・汚水排水ともに公園内の排水設備で			
	公募設置等	ございますでしょうか。	の受入れの検討は可能です。ただし、受容			
6	指針p.11	(新規で下水を引き込むのか、浄化槽	の範囲は、排水量によりますので県との協			
		を設けるのか。)	議事項となります。			
		電気を新規で引込む場合、敷地内に	電気を新規で公園敷地外から引き込むこと			
	八古·凯罕华	引込み柱、及びキュービクル等の設	を希望する場合は、電気事業者との調整の			
7	公募設置等	備を設けてもよろしいでしょうか。	上、県との協議事項となりますが、引込柱			
	指針p.11		及びキュービクル等の受電設備を設ける場			
			合は設置許可の対象となります。			
		守秘義務対象資料の配布時期は、守	守秘義務対象資料は、2024年7月12日午後5			
8	公募設置等	秘義務対象資料の申込期間終了後で	時まで申込の受付を行い、申込書及び誓約			
8	指針p.12	しょうか?	書の内容を確認し、支障のないことが確認			
			でき次第、配布します。			
		公募対象公園施設、特定公園施設の	公募対象公園施設及び特定公園施設の建築			
9		設置に伴う確認申請書は民間の検査	に係る申請は、認定計画提出者が建築主と			
	公募設置等	機関に提出するものと考えてよろし	なるため、計画通知の特例は適用できませ			
	指針p.10、	いでしょうか?もしくは県への計画	h.			
	13	通知の想定でしょうか?	なお、建築確認申請は、建築主事又は指定			
			確認検査機関に提出してください。			

	質問項目	質問	回 答
10	公募設置等 指針p.13	(A) 特定公園施設の建設に要する費用について、設計費・工事監理費等の金額を示す必要はあるでしょうか。建設に要する費用としてまとめて提案する形でよろしいでしょうか。	様式第19号のとおり、設計費・工事監理 費等を含めた「(A)特定公園施設の建設に 要する費用の見込み額」としてまとめて記 載してください。 なお、設置等予定者に選定した後には、県 が負担する額を精査確認するため、設計 費・工事監理費等に分けられた工事費内訳 書を提出していただきます。
11	駐車場一覧	第1駐車場に大型自動車用12台、 車椅子用8台がありますが、より第 1駐車場に普通車の台数を増やした く、第2~第3に分散していただけ ないでしょうか。特に大型自動車 は、専用の運転手がつくので、離れ た駐車場に停めても不便はないと考 えます。雨天時の利便性を考慮し、 対象敷地のなるべく近くに普通車い 数を少しでも増やしていただきたい です。	駐車場の改修内容について、普通車を増やす位置や大型自動車の取扱いについては、 改修設計を進める中で検討していきます。
12	様式第12 〜17号	関心表明については企業名を伏せる 必要はないとありますが、応募者の 企業名も伏せなくて問題ないでしょ うか。	副本に添付する関心表明書について、協力 企業名は伏せる必要はありませんが、応募 者名(法人名、法人グループ名、構成団体 名等)は伏せてください。
13	様式第12 〜17号	関心表明については、各様式の内容 に関係する協力企業ごとに、各様式 のあとに添付すればよろしいでしょ うか。	関心表明書は、関係する様式ごとに添付してください。
14	公募設置等 指針p13 (5) 1)特定 公園施設の 設置	「屋根付き休憩所や広場」とありますが当該特定公園施設(屋根付き広場)を収益施設と一体に一時スポーツ振興や飲食イベントなどに占有利用する場合、使用料は発生するのでしょうか。	認定計画に基づくイベント等サービス向上の取組であれば使用料不要(許可不要)ですが、特定公園施設部分に限らず管理許可区域内において、収益事業を行う場合は許可が必要となり、使用料が発生します。(公募設置等指針P15表8参照)

	質問項目	質問	回答
	公募設置等	表8の特定公園施設には収益事業の独	独占的利用比率が何を示しているのか分か
	指針p15	占利用が含まれていますが、独占利	りかねますが、特に県としてイメージして
	表8 施設区	用比率などイメージがありましたら	いるものはありません。
15	分、利用形	ご教示ください。	
	態ごとの使		
	用料のイ		
	メージ		
	公募設置等	表8の特定公園施設には収益事業の独	特定公園施設の整備に要する費用であれ
	指針p15	占利用が含まれていますが、独占利	ば、利用形態に関わらず県負担の対象とし
	表8施設区	用している部分も含めて特定公園施	ます。なお、特定公園施設は、公園利用者
16	分、利用形	設整備の9割が県に負担を求める部分	が無料で自由に利用できる施設を原則とし
	態ごとの使	とできるのかご教示ください。	ています。
	用料のイ		
	メージ		
		対象区域内への搬入車両動線を想定	公募対象区域の南東に位置する公園出入口
	別紙-6	する場合、対象区域南東の公園出入	は、公募対象区域外となりますが、搬出入
17	公募対象区	口を搬入出入口として考えて良いで	の出入口としての活用が想定されますの
	域	しょうか。	で、県及び指定管理者との協議により決定
			します。
		対象区域内の南東に制御盤が設置さ	当該施設は計画に支障がなければそのまま
18		れているが、移設等は考慮すべきか	残置してください。その場合の施設の管理
	別紙-6	ご教示下さい。	は指定管理者が行います。(公募設置等指
	公募対象区		針P14(7))
	域		また、移設が必要な場合は、県との協議の
			上、民間事業者の負担で行うことは可能で
			す。